

岡山県県産材利用促進指針

平成29(2017)年5月 策定
(令和 4(2022)年2月 変更)

岡 山 県

目 次

	頁
第1章 指針策定の趣旨等	1
1 指針の趣旨	
2 指針の位置付け	
3 指針の実施期間	
第2章 基本的事項	1
1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標	
2 県産材の利用の促進のために実施する施策	
3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標	
第3章 指針の推進に向けての取組	4
1 推進体制の整備	
2 市町村との連携	
3 施策の実施状況の公表	
○ 公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項	5
○ 県産材需要拡大の推進体制	7
○ 県産材の利用の促進の意義	8
◎ 岡山県県産材利用促進条例 (平成29年岡山県条例第30号)	11
◎ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 (令和3年10月1日木材利用促進本部決定)	13
◎ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の 利用の促進に関する法律 (平成22年法律第36号)	24

- ◎ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の
利用の促進に関する法律施行令 32
(平成22年政令第203号)

- ◎ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の
利用の促進に関する法律施行規則 33
(平成22年農林水産省令第51号)

- ◎ 建築物木材利用促進協定の締結の方法及び公表事項を定める省令
(令和3年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)
. . . . 36

岡山県県産材利用促進指針

平成 29 年(2017) 5 月 31 日策定
(令和 4 年(2022) 2 月 変更)

第 1 章 指針策定の趣旨等

1 指針の趣旨

岡山県県産材利用促進指針(以下「指針」という。)は、岡山県県産材利用促進条例(平成29年岡山県条例第30号。以下「条例」という。)第7条の規定により、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県産材の利用の促進に関する基本的事項、県産材の利用に関する目標、その他県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めるものである。

2 指針の位置付け

県が定める第3次晴れの国おかやま生き生きプランの施策の方向性に沿うとともに、21おかやま森林・林業ビジョン(令和2年3月改訂)(以下「ビジョン」という。)と目標を共有し、県産材の利用を促進する指針とする。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第10条の規定により定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)に即した建築物等への県産材の利用の促進に関する指針とする。

3 指針の実施期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とし、条例第7条第4項の規定により、5年ごとに見直しを行うものとする。

第 2 章 基本的事項

1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標

本県のヒノキ丸太の生産量は、全国トップクラスを誇るなど、県内の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、林業生産活動を通じた林業サイクルの循環の推進がますます重要となっている。

このため、ビジョンに掲げる県産材生産量580千 m^3 /年の達成に資するため、適切かつ安定的な供給体制の整備を推進するとともに、中高層建築物等への新たな需要が期待されるCLT^(※)等の利用の促進や森林認証材、品質・性能に優れた県産乾燥材の国内外への需要拡大及び林地残材の利用の促進を図るものとする。

※ Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品

(1) 県の取組

県は、自ら率先してその整備する公共建築物における県産材の利用に努めるとともに、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施し、県産材の利用促進を図る上で主導的な役割を果たすものとする。

(2) 県民等の理解及び協力

県民及び事業者は、県産材の利用の促進が県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することについての理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて、県産材の利用の促進に自ら努めるとともに、県産材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

(3) 関係事業者相互の連携及び協力

林業、木材の製造若しくは流通又は建築物の設計若しくは施工に関する事業を営む者は、県産材の利用が促進されるよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用などにより、相互に連携を図りながら、県民等のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した県産材の適切かつ安定的な供給及びその品質等に関する情報の提供、県産材の具体的な利用方法の提案等について協力するよう努めるものとする。

(4) 市町村の役割

市町村は、法第12条の規定により策定した市町村区域内の建築物における県産材等の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）に基づき、自ら整備する公共建築物の木造化、木質化を促進するとともに、地方公共団体以外の者が整備する建築物においても、積極的に県産材が利用されるよう、事業者幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。

2 県産材の利用の促進のために実施する施策

(1) 非住宅建築物への利用促進

広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共建築物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）のほか、展示効果や中大規模建築物などの先駆性、普及性の高い民間の建築物において木造化、木質化を進め、森林認証材など県産材の利用を促進する。

なお、公共建築物の整備における県産材の利用の促進については、別記「公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項」によるものとする。

(2) 木造住宅等の普及促進

住宅等建築物の建築材料としての利用が、県産材需要の大半を占めていることから、木造住宅の普及と森林認証材、品質・性能に優れた県産乾燥材の積極的な利用を促進するものとする。

また、県産材の利用相談に応じられる人材の育成や、県産材が消費者に届くまでのサプライチェーンの構築を促進するものとする。

(3) 販路開拓の促進

県産材の新たな販路の拡大を図るため、県内外の販路開拓や需要の拡大が見込まれる海外への輸出を一層促進するものとする。

(4) CLT等の普及促進

中高層建築物等への新たな需要が期待される県内で製造されたCLTや木質耐火部材等の普及を図るため、公共建築物や展示効果の高い施設等での利用を促進するものとする。

(5) 県民等への普及・PR

県産材の利用の促進が、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することにより、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に資すること等を関係団体等と連携し、普及・PRするものとする。

3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

法第5条に定める地方公共団体の責務及び条例の趣旨を踏まえ、県産材の率先利用を行うこととし、指針の実施期間に、県が整備する公共建築物における県産材の利用目標量を次のとおり定め、利用状況を毎年公表する。

県が整備する公共建築物における県産材の利用目標量

(単位：m³、%)

現況の年間利用量(A) (平成29～令和2年度の平均)	5年間の目標量(累計) (令和4～令和8年度)	単年度平均(B) (伸び率：(B)/(A))
397	2,175	435(110)

※利用目標量には、木製品の導入等を含む。

- (1) 法令上の制限等により木造化が困難な場合を除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の建築物は木造化を図る。
また、3階建て以上の建築物についても、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、木造化に努め、木造と非木造の混構造とする場合を含め、CLTや木質耐火部材等の積極的な利用を検討する。
- (2) 木造・非木造にかかわらず、木質化が可能な床や壁等の内装材等については、法令上の制限等がある場合を除き、積極的に木質化を図る。
- (3) 県民に健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、多くの県民の利用が見込まれる施設は、より積極的に木造・木質化に努める。

第3章 指針の推進に向けての取組

1 推進体制の整備

県は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「岡山県木材需要拡大推進会議」において、関係機関との円滑な連絡調整等を行うものとする。

2 市町村との連携

市町村が、市町村方針に基づき、自ら整備する建築物へ県産材を利用するに当たって、県は、情報提供、助言その他の必要な協力を行うなど、連携した県産材の利用の促進の取組を行うものとする。

3 施策の実施状況の公表

県は、毎年、県産材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(別記)

公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項

1 県産材の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

指針における公共建築物とは、広く県民の利用に供される公共性の高い建築物をいう（地方公共団体以外の者が整備する建築物も含む。）。

公 共 建 築 物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）			
教育施設	幼稚園、学校等	運動施設	体育館、水泳場等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等	住宅施設	公営住宅、職員住宅等
社会教育施設	図書館、公民館等	行政施設	庁舎等
医療施設	病院・診療所	その他公共交通機関の施設及び休憩所等	

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物を整備する者は、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、1の県産材の利用を促進する公共建築物において、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がり、純木造と比較して合理的となる場合には、その採用について検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

○木造化が困難な場合の例

- ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合
- ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性により、木材の利用が困難な場合
- ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
- ⑤その他、木造化することが困難な場合

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としても、県産材の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

2の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

(2) 公共土木工事

コスト等を勘案の上、県産材を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

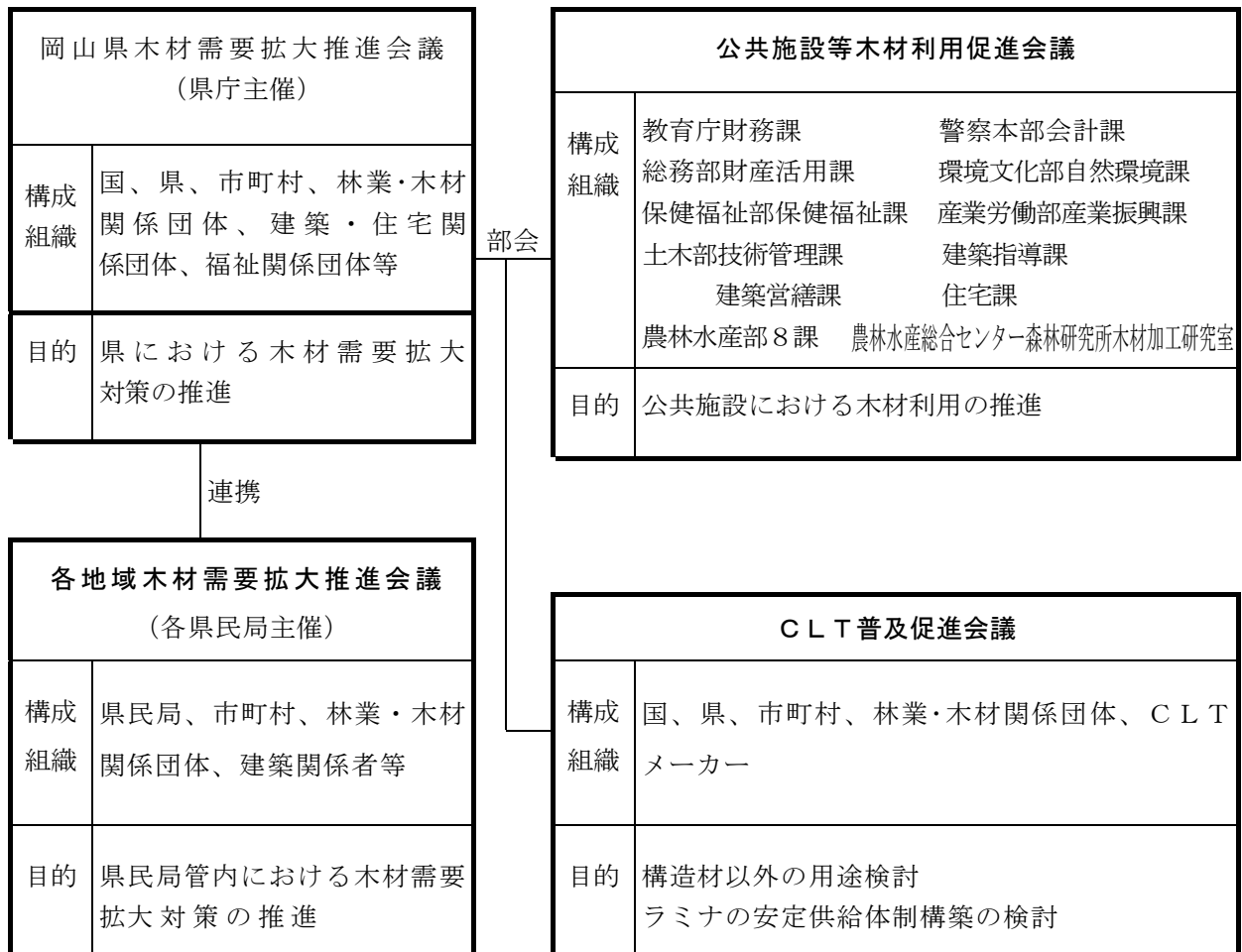
公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、県産材製品導入に努めるものとする。

暖房器具やボイラーを設置する場合は、県産材木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

県産材需要拡大の推進体制

- ・ **岡山県木材需要拡大推進会議**（昭和59年設置）
官民一体の取組として、木材の需要拡大を図る。
- ・ **各地域木材需要拡大推進会議**（昭和59年設置）
各県民局管内における木材の需要拡大の取組を推進する。
- ・ **公共施設等木材利用促進会議**（平成11年設置）
県が整備する公共施設等への木材の利用の推進を図る。
- ・ **C L T 普及促進会議**（平成27年設置）
新たな県産材需要の創出を図るため、C L Tの普及を推進する。

岡山県木材需要拡大推進会議組織体系



[参考] 県産材の利用の促進の意義

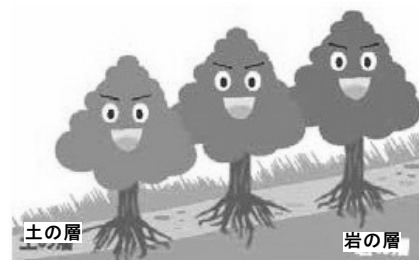
1 森林の多面的機能の発揮

森林には、木材を供給するほか、私たちが生きていくために欠かせない水を育む水源かん養機能や、大雨の時などに山くずれや洪水を防止する治山治水機能、また、大気中の二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や大気の浄化機能など、たくさんの公益的な機能を併せ持っています。

人工林の場合、それらの機能は人の手入れによってはじめて十分発揮されるもので、人の手入れが行き届いていない森林では、太陽の光が林内に差し込まず真っ暗となり、下草が繁茂しないため地表面の土壌が流れ出して、森林の機能を著しく低下させます。



水源かん養機能イメージ



土砂災害防止機能イメージ

私たちが木材、とりわけ県産材を利用することは、林業生産活動や地域経済を活性化させ、森林の適切な管理が進み、森林の公益的機能がより発揮されやすい「健全な森林」へと導くことにつながります。









2 循環型社会への貢献

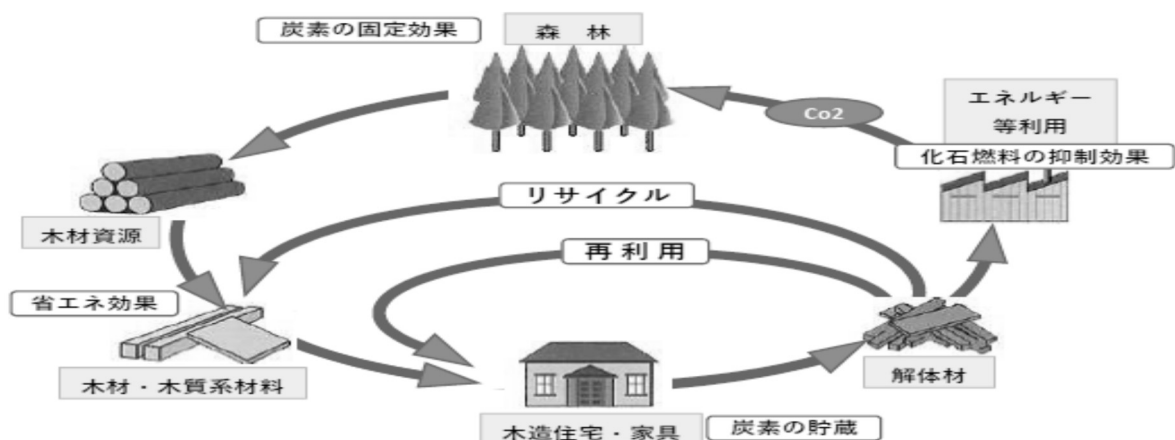
木材は、循環利用できる、再生産可能な資源です。木材を伐り出した山に再び木を植えて、森林を再生すれば、またそこから木材が生産されます。

また、木材は、利用することで長期間にわたって炭素を貯蔵でき、鉄やコンクリート等の資材に比べて、製造時のエネルギー消費が比較的少ない資源であるとともに、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理的・身体的・学習面等での効果も期待されます。さらにバイオマスイネルギーとして、熱や電気に変える技術も発達し、木材の有効利用も図られており、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を持っています。

このように、環境への負荷が少ない「循環型社会」を創出するためには、木材を積極的に使用していくことが必要であり、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献します。

	木造住宅	鉄骨プレハブ住宅	鉄筋コンクリート住宅
炭素貯蔵量	 6 炭素トン	 1.5 炭素トン	 1.6 炭素トン
材料製造時の炭素放出量	 5.1 炭素トン	 14.7 炭素トン	 21.8 炭素トン

住宅一戸当たりの炭素貯蔵量と材料製造時の二酸化炭素排出量
(令和3年版 森林・林業白書から引用)



森林・木質資源の利用サイクル

3 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量

木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとって分かりやすく表示する方法を示したガイドラインが国により定められています。

建築物の所有者、建築物を建築する事業者等が、HWP※の考え方を踏まて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を自らの発意及び責任において表示する場合における標準的な計算方法と表示方法を示すものです。

※ Harvested Wood Products（伐採木材製品）の略で、京都議定書第二約束期間からパリ協定下において、国内の森林から伐採・搬出された木材を製材、パネルなどとして建築物等に利用した場合にその炭素蓄積量の変化量を温室効果ガス吸収量等として計上できることとされている。

[炭素貯蔵量（CO₂換算量）の計算式]

$$C_s = W \times D \times C_f \times 44 / 12$$

C_s：建築物に利用した木材（製材のほか、集成材や合板、木質ボード等の木質資材を含む。）に係る炭素貯蔵量（t-CO₂）

W：建築物に利用した木材の量（m³）（気乾状態の材積の値とする。）

D：木材の密度（t/m³）（気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比とする。）

C_f：木材の炭素含有率（木材の全乾状態の質量における炭素含有率とする。）

[表示例]

中層の木造ビルを想定した表示イメージ（例）

延べ床面積：1,000㎡、木材利用量合計：400㎡（国産材400㎡）

〇〇ビル（東京都〇〇区〇〇 〇〇）に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO₂換算）

延べ床面積	国産材 利用量	国産材の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)	木材全体 利用量	木材全体の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)
1,000 ㎡	400 ㎡	273 t-CO ₂	400 ㎡	273 t-CO ₂

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素（CO₂換算）の量を示すものです。木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

【計算式】

$$\text{木材の材積 (m}^3\text{)} \times \text{密度 (t/m}^3\text{)} \times \text{炭素含有率} \times 44/12 = \text{炭素貯蔵量 (CO}_2\text{換算) (t-CO}_2\text{)}$$

【計算のイメージ】

- 構造材（製材） スギ 240㎡ × 0.331 t/m³ × 0.50 × 44/12 = 145.6 t-CO₂
- 下地材（製材） スギ 80㎡ × 0.331 t/m³ × 0.50 × 44/12 = 48.5 t-CO₂
- 構造用合板 スギ 80㎡ × 0.542 t/m³ × 0.493 × 44/12 = 78.4 t-CO₂

文献により把握した
樹種別、製品別の
密度（t/m³）を利用

文献により把握した
樹種別、製品別の
炭素含有率

炭素量を
二酸化炭素量に換算

合計 273 t-CO₂

（責任者名）〇〇 〇〇 （連絡先） TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（林野庁ホームページから引用）

岡山県県産材利用促進条例

平成29年岡山県条例第30号

木材は、快適で健康的な空間を提供するとともに、環境への負荷の少ない再生可能な循環型資源である。

また、木材を供給する森林は、木材の生産、水源の涵養^{かん}、洪水及び土砂崩れの防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の様々な機能を有し、快適な生活環境の創造に欠くことができない重要な役割を担っている。

しかし、木材価格が長期的に低迷する中、森林所有者の経営意欲は低下し、森林が適正に整備されず、木材の安定供給への影響及び森林の有する公益的機能の低下が懸念されている。

一方、県内のヒノキ等の人工林は、本格的な利用期を迎えているものが多く、建築、土木、家具、建具その他従来からの用途に加え、新たな用途開発及び販路拡大への取組も進んでいる。

こうした中、豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現に向けて、今後とも、森林との関わりを深めながら、森林から多くの恵みを楽しむとともに、県民の貴重な財産である県内の森林をより良い姿で次の世代に引き継ぐためには、公共施設の木造化及び木質化はもとより、県産材を積極的に利用していく必要がある。

ここに、県産材の利用の促進についての基本理念を明らかにし、もって県産材の利用の促進に必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産材の利用の促進について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的に推進し、健全な森林の育成並びに林業及び木材産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産材 県内で生産された木材をいう。
- 二 県産材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産材を使用すること並びに県産材が使用された木製品を使用することをいう。

(基本理念)

第3条 県産材の利用の促進は、県産材の積極的な活用を通じた森林資源の循環利用により、水源の涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化の防止その他森林の有する公益的機能を発揮させるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に資するよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民等の理解及び協力)

第5条 県民及び事業者は、県産材の利用の促進が県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することについての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その日常生活及び事業活動を通じて、県産材の利用に協力するよう努めるものとする。

(関係事業者相互の連携及び協力)

第6条 林業、木材の製造若しくは流通又は建築物の設計若しくは施工に関する事業を営む者(以下「関係事業者」という。)は、基本理念にのっとり、県産材の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(指針の策定)

第7条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県産材の利用の促進に関する指針(以下「指針」という。)を策定するものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 県産材の利用の促進に関する基本的事項

二 県産材の利用に関する目標

三 前2号に掲げるもののほか、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、第1項の規定により指針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知するものとする。

4 知事は、森林、林業、木材産業及び木材の利用を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、並びに県産材の利用の促進に関する施策について自ら行う評価を踏まえ、おおむね五年ごとに指針の見直しを行うこととする。

5 第3項の規定は、指針の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第8条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、森林所有者(森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。)、関係事業者等が意見を交換し、相互に協力することができる体制を整備するものとする。

(市町村に対する協力)

第9条 県は、市町村が県産材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他必要な協力を行うものとする。

(施策の実施状況の公表)

第10条 県は、毎年、県産材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

令和3年10月1日木材利用促進本部決定

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標、基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項、建築用木材（法第2条第4項に規定する建築用木材をいう。以下同じ。）の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。そうした中で、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、国産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

1の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、国、地方公共団体、事業者、国民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

（1）木材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 国による取組

国は、法第4条の規定を踏まえ、建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

具体的には、国は、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進、中高層の木造建築物又は大規模な木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供、法第15条に規定する建築物木材利用促進協定制度の推進などの施策を総合的に実施し、建築物全体における木材利用の拡大に向けた環境整備に努めるとともに、必要に応じ、実験や検証等により安全性を確認した上で建築基準の更なる合理化等の制度的措置を講ずるものとする。

また、国は、所管する施策に関連する施設の建築物について、当該施設の特性や地球温暖化対策計画をはじめとする各種政府計画等を踏まえながら、木材の利用の促進を図るものとする。

加えて、国は、公共建築物以外の建築物における木材利用に向けた取組を牽引し、都市等における木材利用の促進において、主導的な役割を果たすことが求められていることから、自ら整備する公共建築物において、率先して木材の利用に努めるものとする。

このため、各省各庁の長は、法第10条第2項第4号に規定する公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「各省計画」という。）に基づき、相互に連携し、地方公共団体その他の関係者の協力も得つつ、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図るものとする。

さらに、建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要であることに鑑み、国は、地方公共団体、林業従事者、木材製造業者その他の関係者の協力を得つつ、当該木材の品質の確保や安定的な供給の確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

② 地方公共団体による取組

地方公共団体は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該地方公共団体の区域内の公共建築物における木材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求め

られる。

このため、地方公共団体は、法第11条に規定する都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）又は法第12条に規定する市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）を作成することが期待される。

地方公共団体は、都道府県方針及び市町村方針（以下「都道府県方針等」という。）に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

加えて、地方公共団体においては、都道府県と市町村相互の連携を緊密にすることにより、例えば公共建築物を整備しようとする市町村や、建築物における木材の利用を促進しようとする市町村に対し、都道府県が木材の調達についてその区域内の情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

③ 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本基本方針及び都道府県方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

例えば、建築物を整備する事業者にあつては、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物において積極的に木材を利用することについて検討するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

④ 国民による取組

国民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は、(1)の各主体の取組の実施に当たり、本基本方針及び都道府県方針等に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用

を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国又は地方公共団体が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

（４）国民の理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには国民の理解の醸成が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、建築物における木材の利用の促進の意義等について国民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの国民の理解が得られ、木材利用推進が国民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

国及び地方公共団体は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、例えば、「CLTの普及に向けた新ロードマップ」（令和3年3月25日CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく取組を推進するなど、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

国は、木材の利用の促進に資する各地域における木材の利用に関する優良事例等の情報を取りまとめ、地方公共団体及び建築物を整備する事業者等に共有するよう努めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、ライフサイクル・アセスメント（LCA）等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、ESG投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価の在り方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究及びその成果の発信等に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

国及び地方公共団体は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進

するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

国及び地方公共団体は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

国及び地方公共団体は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるか、都道府県方針を定めている都道府県にあっては当該都道府県方針に、市町村方針を定めている市町村にあっては当該市町村方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

国が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。また、地方公共団体が同協定を締結した場合には、国の措置に準じるほか、当該地方公共団体の特色を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 公共建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

① 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く国民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

② 国又は地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く国民に利用され、国民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）が含まれる。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物については、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く国民

一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物において、率先してCLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。

また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関(WTO)政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意するものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成12年の建築基準法の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用することなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。また、中大規模建築物においても木造化する事例が増えてきている。

しかしながら、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もあることから、更なる技術的な知見の蓄積を進めることとしている。

公共建築物の整備においては、平成22年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木

造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

5 規制の在り方の検討等

国は、木造建築物について、実験や検証等により安全性を確認した上で、建築基準法に基づく構造・防火関係の基準の合理化に取り組んできたところである。

平成27年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）により、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

さらに、令和元年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、4階建て以上の中高層建築物についても一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

また、平成28年3月にはCLTを指定建築材料へ位置付けるとともに、構造計算に用いる基準強度等を定める告示改正を行い、平成28年4月にはCLTに関する建築基準法に基づく告示（一般的な設計方法）が公布・施行されたことにより、一般的なCLTパネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになった。さらに、平成28年3月には準耐火構造の仕様を追加する告示改正を行うことで、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。平成29年9月には、枠組壁工法に係る改正告示が公布・施行され、告示に基づく構造計算を行うことで枠組壁工法の床板及び屋根板にCLTを用いることが可能となり、その後、平成31年3月には、構造計算に用いる基準強度に係る改正告示が施行され、CLTの樹種について従来のスギより強度のあるヒノキ、カラマツ等の基準強度が定められ、樹種の強度に応じた設計が可能となった。

引き続き、安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材の利用を促進するため、建築基準の更なる合理化等に取り組んでいくものとする。

6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

国及び地方公共団体は、関係団体と連携し、国民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に国民への普及啓発を行う。

建築物における木材の利用について広く国民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、経済界を含む事業者関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することにより、国民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。

また、法第31条の規定にのっとり、木材を活用した優良な施設に対して表彰を実施するなど、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うものとする。

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、第2の4（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

加えて、国は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

各省計画においては、本基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の長の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項を定めるものとする。

（1）所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定めるものとする。

（2）所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び（1）の方針を踏まえ、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分、利用の推進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

（3）その他各省計画に基づく取組の推進のために必要な事項

各省各庁における各省計画に基づく取組の推進体制等について定めるものとする。

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

建築物における木材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔(スパン)が長い、天井が高いといった構造的特性にも対応した長尺・大断面の木材や、CLT、木質耐火部材等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

また、国は、地方公共団体とも連携し、これらの木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の内容は、以下の全てを満たすものとする。

(1) 木材製造の高度化の目標及び内容(公共建築物に係る建築用木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模を含む。以下同じ。)

木材製造の高度化の目標については、当該木材製造の高度化に取り組む結果、公共建築物に係る建築用木材の供給の担い手として十分な能力を有することとなるよう、具体的に定められていること。

また、木材製造の高度化の内容については、公共建築物に係る建築用木材の製造の用に供する施設を整備その他の木材製造の高度化のために講ずる措置及び当該措置の実施体制について具体的に定められているとともに、当該措置について、年次計画が具体的に記載されたものであること。

なお、木材製造の高度化の内容は、以下を満たすものであること。

- ① 現有の施設・機械の活用を含め、公共建築物における利用に適した木材の適切な供給に必要な製造能力を有する種類及び規模の施設・機械の整備が図られるものであること。
- ② 森林の適正な整備を図る上で支障のない木材の確実な供給のため、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の徹底等が図られるものであること。
- ③ 木材製造の高度化に関する目標の達成に必要な知識又は技術を有する人材の確保等が図られるものであること。
- ④ 建築基準法に基づくシックハウス対策に係る建築材料に該当する木材を製造する場合にあっては、当該木材の製造に当たり、適切なシックハウス対策を講ずるために必要な施設の整備及び人材の確保等が図られるものであること。

(2) 木材製造の高度化の実施期間

5年以内であること。なお、木材製造の高度化の実施期間は、木材製造の高度化

のために講ずる措置の全てを実施し、木材製造の高度化の目標を達成するのに要する期間とする。

(3) 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

木材製造の高度化のために講ずる措置の全てを実施するのに十分な資金が、当該措置を講じようとする時期（年次）に適切に調達できると見込まれるものであること。

3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

国及び地方公共団体は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第16条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（CLT等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及を促進する。

また、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れるなどの品質・性能の高い建築用木材の生産及び供給や、木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

さらに、国は、法第21条の規定に基づく国有の試験研究施設に係る使用料の減額のほか、新たな製品の開発や高性能な木材製品の製造に資する施設・機械の整備の推進に努め、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、木材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

地方公共団体は、都道府県方針等を作成する場合には、この基本方針（市町村方針を作成する場合にあっては、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が定める都道府県方針）に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえて、当該地方公共団体の区域内の建築物における木材の利用の促進のために講ずるべき施策等について具体的に記述するものとする。

この場合、これらの施策と学校教育や社会教育、社会福祉、医療、都市計画など建築物の整備に関連する分野の施策との調和・連携の確保、必ずしも都道府県又は市町村の区域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく地域森林計画、市町村森林整備計画等に即した森林の適正な整備の推進等に留意する必要がある。

また、都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、これらの建築物の整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する必要がある。

なお、都道府県又は市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標については、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、国の施策に準じて建築物における木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するため、財政担当部局、事業担当部局、営繕担当部局、林業・木材産業担当部局、環境担当部局、住宅・建築担当部局等の関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置するよう努めるものとする。

（注）この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律

平成22年法律第36号

目 次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 建築物における木材の利用の促進に関する施策
 - 第1節 基本方針等（第10条～第12条）
 - 第2節 建築物における木材の利用の促進（第13条～第15条）
 - 第3節 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保（第16条～第21条）
- 第3章 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策（第22条～第24条）
- 第4章 木材利用促進本部（第25条～第30条）
- 第5章 雑則（第31条～第33条）
- 第6章 罰則（第34条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等に鑑み、建築物等における木材の利用を促進するため、木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに建築物における木材の利用の促進に関する基本方針等の策定、建築物における木材の利用の促進及び建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等について定めるとともに、木材利用促進本部を設置することにより、木材の適切かつ安定的な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。第3条第1項において同じ。）の実現に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条** この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- 2 この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。
- 一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
 - 二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの
- 3 この法律において「木材の利用」とは、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。
- 4 この法律において「建築用木材」とは、建築材料として使用される木材をいう。
- 5 この法律において「木材製造の高度化」とは、木材の製造を業として行う者が、公共建築物に係る建築用木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うことにより、公共建築物に係る建築用木材の供給能力の向上を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 木材の利用の促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られることを旨として行われなければならない。

2 木材の利用の促進は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭をいう。以下同じ。）に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならない。

3 木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の第2条第2項第1号に掲げる建築物の性質に鑑み、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 国は、木材に対する需要の増進を図るため、木材の利用の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国は、木材の利用の促進に当たっては、建築用木材等が適切かつ安定的に供給されることが重要であることに鑑み、木材製造の高度化の促進その他の建築用木材等の適切かつ安定的な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物（第13条において「木造建築物」という。）に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6 国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 国は、教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

(事業者の努力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 林業及び木材産業の事業者は、基本理念にのっとり、建築用木材等の適切かつ安定

的な供給に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第8条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(木材利用促進の日及び木材利用促進月間)

第9条 国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、木材利用促進の日及び木材利用促進月間を設ける。

- 2 木材利用促進の日は10月8日とし、木材利用促進月間は同月1日から同月31日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、木材利用促進の日をはじめ木材利用促進月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

第2章 建築物における木材の利用の促進に関する施策

第1節 基本方針等

(基本方針)

第10条 木材利用促進本部は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 二 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 三 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 四 基本方針に基づき各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 - 五 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
 - 六 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
- 3 基本方針は、建築物における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 4 木材利用促進本部は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 木材利用促進本部は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議しなければならない。
- 6 木材利用促進本部は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならない。
- 7 木材利用促進本部は、毎年1回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

(都道府県方針)

第11条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 二 当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 三 当該都道府県の区域内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
 - 四 その他当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(市町村方針)

- 第12条** 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下この条において「市町村方針」という。）を定めることができる。
- 2 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 二 当該市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 三 その他当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項
 - 3 市町村方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項を定めることができる。
 - 4 市町村は、市町村方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2節 建築物における木材の利用の促進

(木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等)

- 第13条** 国及び地方公共団体は、建築物における木材の利用を促進するため、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進、中高層の木造建築物又は大規模な木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅における木材の利用)

- 第14条** 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであること等に鑑み、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築物木材利用促進協定)

- 第15条** 国又は地方公共団体及び事業者等（事業者又は事業者団体をいう。以下この条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、事業者が建築主である建築物における木材の利用に関する構想その他の事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下この条において「建築物木材利用促進構想」という。）及び国又は地方公共団体による建築物木材利用促進構想の達成に資するための情報

の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下この条において「建築物木材利用促進協定」という。）を締結することができる。

- 2 国は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により建築物木材利用促進協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。
- 3 国、地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、当該建築物木材利用促進協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。
- 4 国は、その締結した建築物木材利用促進協定に係る建築物木材利用促進構想の達成のための事業者等の取組を促進するため、当該建築物木材利用促進協定に従って行われる建築物における木材の利用による環境の保全に対する寄与の程度の評価の実施及び公表、必要な財政上の配慮その他の必要な支援を行うものとする。
- 5 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、第2項及び前項の国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

（強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発及び普及の促進等）

第16条 国及び地方公共団体は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定める建築用木材の製造に係る技術及びその製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（木材製造高度化計画の認定）

第17条 木材の製造を業として行う者は、木材製造の高度化に関する計画（以下「木材製造高度化計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その木材製造高度化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 木材製造高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 木材製造の高度化の目標
 - 二 木材製造の高度化の内容及び実施期間
 - 三 公共建築物に係る建築用木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模
 - 四 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第2条第1項に規定する森林をいう。第4項において同じ。）を除く。）において前号の施設を整備するために開発行為（森林法第10条の2第1項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造
 - 五 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 農林水産大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その木材製造高度化計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、木材製造の高度化を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 4 農林水産大臣は、第2項第4号に掲げる事項が記載された木材製造高度化計画について第1項の認定をしようとするときは、第2項第3号及び第4号に掲げる事項について、同項第3号の施設の整備の用に供する森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該施設を整備するための開発行為が森林法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

- 5 都道府県知事は、前項の同意をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(木材製造高度化計画の変更等)

- 第18条** 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定木材製造業者」という。）は、当該認定に係る木材製造高度化計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認定木材製造業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 農林水産大臣は、認定木材製造業者が前条第1項の認定に係る木材製造高度化計画（第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定木材製造高度化計画」という。）に従って木材製造の高度化を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の認定について準用する。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

- 第19条** 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第2条第1項の林業・木材産業改善資金であって、認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第5条第1項の規定にかかわらず、12年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(森林法の特例)

- 第20条** 認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画（第17条第2項第4号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従って同項第3号の施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第10条の2第1項の許可があったものとみなす。

(国有施設の使用)

- 第21条** 国は、政令で定めるところにより、公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、公共建築物における木材の利用の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

第3章 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策

(公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の利用)

- 第22条** 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵その他の公共施設に係る工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒すものであることに鑑み、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスの製品利用)

- 第23条** 国及び地方公共団体は、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）をいう。）のうち木に由来するもの（以下「木質バイオマス」という。）について、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用等従来から行われている利用の促進を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用（まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。）を図ることにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質

バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスのエネルギー利用)

第24条 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等に鑑み、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 木材利用促進本部

(設置及び所掌事務)

第25条 農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び実施の推進に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、木材の利用の促進に関する重要事項に関する審議及び木材の利用の促進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織)

第26条 本部は、木材利用促進本部長及び木材利用促進本部員をもって組織する。

(木材利用促進本部長)

第27条 本部の長は、木材利用促進本部長とし、農林水産大臣をもって充てる。

(木材利用促進本部員)

第28条 本部に、木材利用促進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
- 二 文部科学大臣
- 三 経済産業大臣
- 四 国土交通大臣
- 五 環境大臣
- 六 前各号に掲げる者のほか、農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第29条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 第25条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第5章 雑 則

(表彰)

第31条 国及び地方公共団体は、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第32条 農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務省令)

第33条 この法律における主務省令は、農林水産大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が共同で発する命令とする。

第6章 罰 則

第34条 第32条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和3年6月18日法律第77号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和3年10月1日から施行する。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律施行令

平成22年政令第203号

内閣は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項第2号、第12条及び第14条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物）

第1条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第2条第2項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 学校
- 二 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- 三 病院又は診療所
- 四 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- 五 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- 六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 七 高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

（林業・木材産業改善資金の特例の償還期間）

第2条 法第19条の政令で定める期間は、12年以内とする。

（国有試験研究施設の減額使用）

第3条 法第21条の国有の試験研究施設は、消防庁消防大学校の試験研究施設とする。

- 2 前項に規定する国有の試験研究施設は、法第2条第2項に規定する公共建築物に係る同条第4項に規定する建築用木材の生産に関する試験研究で当該国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると農林水産大臣が認定したものをを行う者に対し、時価からその5割以内を減額した対価で使用させることができる。
- 3 農林水産大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 第2項の規定による認定に関し必要な手続は、農林水産省令で定める。

（本部の庶務）

第4条 木材利用促進本部（次条において「本部」という。）の庶務は、林野庁林政部木材利用課において処理する。

（本部の運営）

第5条 前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、木材利用促進本部長が本部に諮って定める。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成22年10月1日）から施行する。

附 則 （令和3年9月29日政令第274号）

この政令は、令和3年10月1日から施行する。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律施行規則

平成22年農林水産省令第51号

(強度等に優れた建築用木材)

第1条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第16条の農林水産省令で定める強度又は耐火性に優れた建築用木材は、次に掲げるものとする。

- 一 直交集成板(直交集成板の日本農林規格(平成25年農林水産省告示第3079号)に規定する直行集成板の規格に適合するものに限る。)
- 二 単板積層材(単板積層材の日本農林規格(平成20年農林水産省告示第701号)に規定する構造用単板積層材の規格に適合するものに限る。)
- 三 接着重ね材(接着重ね材の日本農林規格(平成31年農林水産省告示第179号)に規定する接着重ね材の規格に適合するものに限る。)
- 四 接着合せ材(接着合せ材の日本農林規格(平成31年農林水産省告示第180号)に規定するA種の規格に適合するものに限る。)
- 五 構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号)に規定する構造用パネルの規格に適合するものに限る。)
- 六 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第600号)に規定する枠組壁工法構造用製材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の規格に適合するものに限る。)
- 七 製材(製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)に規定する目視等級区分構造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するものに限る。)
- 八 集成材(集成材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1152号)に規定する構造用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものに限る。)
- 九 合板(合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)に規定する構造用合板又は化粧ばり構造用合板の規格に適合するものに限る。)

(木材製造高度化計画の認定の申請)

第2条 法第17条第1項の規定により木材製造高度化計画の認定を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
- 二 当該申請をしようとする者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
- 三 法第17条第2項第3号の場合にあっては、同号の施設の規模及び構造を明らかにした図面
- 四 法第17条第2項第4号の場合にあっては、開発行為にかかる森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類
 - イ 開発行為に関する計画書
 - ロ 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
 - ハ 開発行為をしようとする者(独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する独立行政法人等を除く。)が法人である場合には、その登記事項証明書

(木材製造高度化計画の変更の認定の申請)

第3条 法第18条第1項の規定により木材製造高度化計画の変更の認定を受けようとする認定木材製造業者は、別記様式第2号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 当該木材製造高度化計画に従って行われる木材製造の高度化の実施状況を記載した書類
- 二 前条第2項各号に掲げる書類

(木材製造高度化計画の軽微な変更)

第4条 法第18条第1項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- 二 木材製造の高度化の内容の変更であって、木材の製造量について10パーセント未満の増減を伴うもの
- 三 木材製造の高度化の実施期間の6月以内の変更
- 四 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
- 五 前各号に掲げているもののほか、地域の名称の変更その他の木材製造高度化計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

(国有試験研究施設の減額使用の手続)

第5条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号。以下「令」という。)第3条第2項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第3号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 認定を受けようとする試験研究の実施計画及び使用する必要がある国有の試験研究施設を記載した書類
 - 二 認定を受けようとする者がその認定を受けようとする試験研究を行うために必要な技術的能力を有することを説明した書類
- 3 農林水産大臣は、第1項の申請書を受理した場合において、令第3条第2項の規定による認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第4号による認定書を交付するものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成22年10月1日)から施行する。

附 則 (令和元年5月7日農林水産省令第1号)

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様

式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和2年12月21日農林水産省令第83号）

（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和3年9月30日農林水産省令第59号）

この省令は、令和3年10月1日から施行する。

建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令

総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号

(協定の締結の申入れ)

- 第1条** 事業者等（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項に規定する事業者等をいう。）は、同項の規定により、建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）を締結しようとするときは、国又は地方公共団体に対し、その旨を申し入れなければならない。
- 2 前項の規定により、協定の締結の申入れをしようとする者（以下この条において「申入れ者」という。）は、別記様式による申入れ書を、協定を締結しようとする相手方が国であるものにあつては農林水産大臣に、地方公共団体であるものにあつては当該協定に係る建築物木材利用促進構想の対象区域を管轄する地方公共団体の長に対して提出しなければならない。
- 3 前項の申入れ書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 申入れ者が個人である場合は、その住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
 - 二 申入れ者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(協定の公表事項)

- 第2条** 法第15条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 協定の名称
 - 二 協定の対象区域
 - 三 協定の有効期間
 - 四 協定に参加する者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

附 則

この省令は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第1条第2項関係）

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

※ 整理番号：

年 月 日

殿

氏名

申入れ者

住所

建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	
構想の達成に向けた取組の内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた取組の実施期間	

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

